

令和7年度幸田町第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（*Cervus Nippon*）

2 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、幸田町内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

ニホンジカの生息地の大部分は森林である。町内の森林の内訳を表1に示す。町内において、広葉樹林の割合が高くなっており、ニホンジカの好む環境にあると考えられる。

本町において令和3年度に初めてニホンジカが捕獲された。今後、里山での個体数の増加、更には里山に隣接した平地の農地や市街地への出没が懸念される。

表1 2022年度樹種別・林種別面積（単位：ha）

町 面積	森林 総数	立　　木　　地								竹林		無立木地	
		針葉樹		広葉樹		(再掲)							
						人工林		天然林					
5,672	2,420	885	36.6%	1,396	57.7%	711	29.4%	1,571	64.9%	87	3.6%	48	2.0%

（出典 愛知県農林基盤局林務部林務課）

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンジカの分布域は、図1のとおり。幸田町では、ニホンジカの生息範囲は北東部の山間地の生息地と推察される。今後さらに分布域が拡大した場合、山間地に隣接する平地にまで被害が拡大する恐れがある。

また、愛知県内の令和3年度末における生息数は約22,000頭（中央値）である。幸田町における正確な生息数は不明であるが、図2の生息密度分布図によると、町北部にて生息されていることが確認できる。

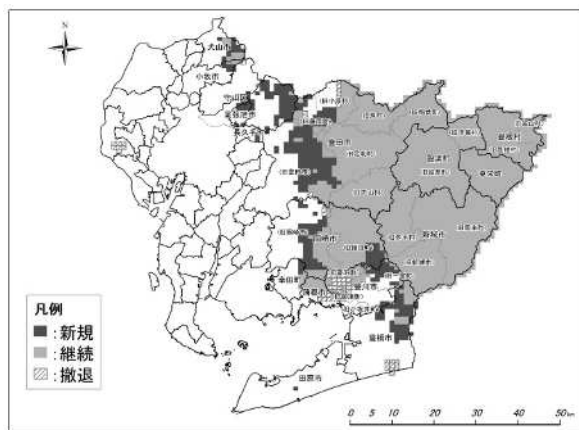


図1 愛知県における分布域 (R3 年度)

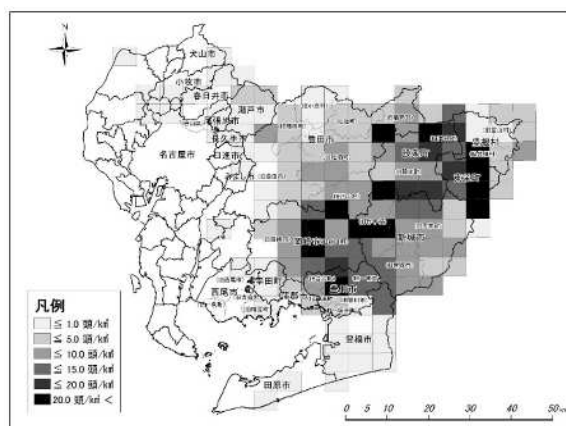


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度 (R4 年度)

(3) 被害の状況

幸田町では、農作物被害は出ていない。

表2 幸田町における被害の状況

	R4 年度			R5 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
幸田町	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

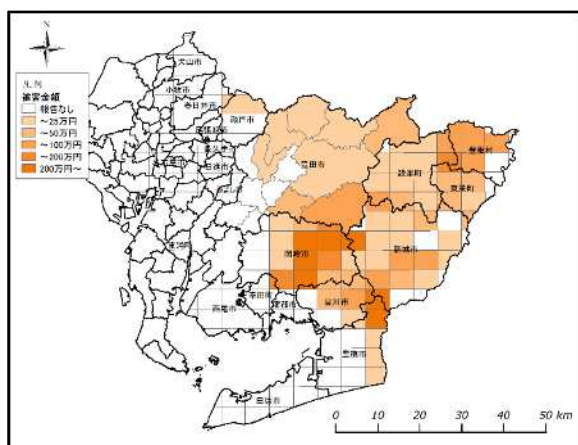


図3 愛知県における農業被害額 (R4 年度)

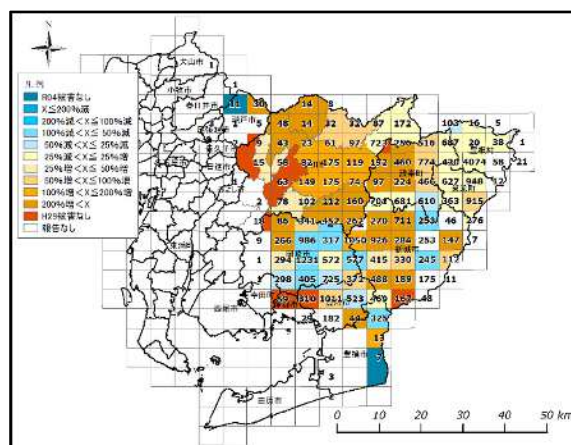


図4 愛知県における農業被害額の変化 (H29→R4 年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和4年度の捕獲分布図は以下のとおり。

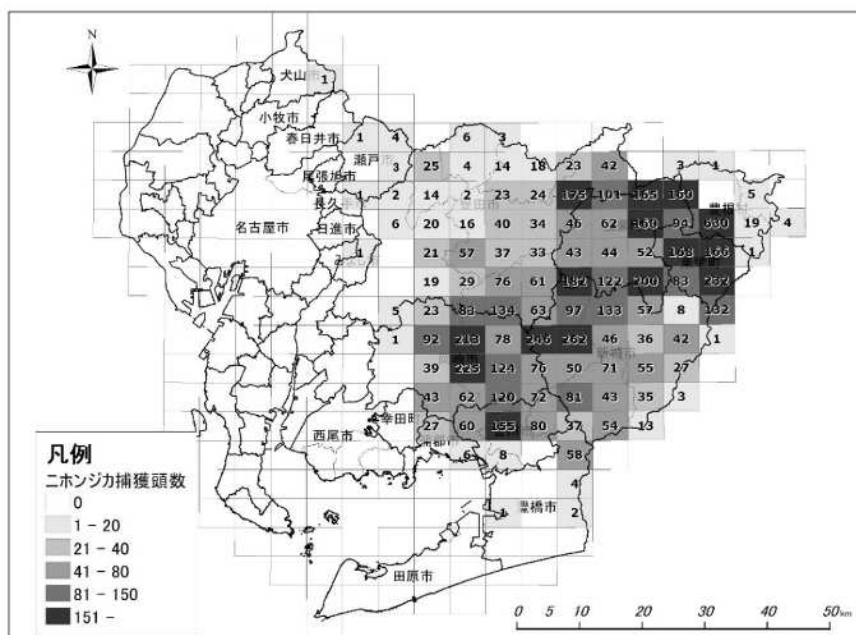


図5 愛知県における捕獲分布図（R4年度）

幸田町では、令和4年度、5年度にニホンジカの捕獲があった。捕獲数は少なく、目撃情報もほとんどない状態である。

表3 幸田町における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R4	R5	R6 (見込)
幸田町	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	—	—	—
		罠	2	3	3
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	—	2	1
		雌	2	1	2

イ 被害防除に係る対策

町では、被害防除対策として獣害対策事業を実施しており、農作物被害を防ぐための防護柵、電気柵に対しては資材費の半分を補助している。

ウ 生息環境管理に係る対策

農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

5 評価

本町では、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の防護柵の設置に対して平成 22 年度より町補助制度を開始しており、山麓の農地を中心に設置が進み、被害防止の効果を挙げている。また、平成 27～29 年度で国事業に取り組み、幸田町鳥獣害対策協議会による大規模な防護柵の設置を実施した。現在は、当協議会により防護柵の維持管理及び追加設置を実施しており、今後も継続していく。

表 4 幸田町における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
		銃	罠	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
幸田町	なし	－	○	－	－	－	－

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他（内容）
幸田町	－	－	－

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の 4 段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「－」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、環境省のガイドラインに示された類型区分の考え方を参考に、ニホンジカの分布、生息動向、各種被害の状況等に基づき 5 つ(I から V)に類型区分を行い、対象区域の市町村を 3 種類のエリアに区分している。

幸田町は、類型Ⅱに該当する。ニホンジカの生息数の減少、分布域の縮減及び農林業被害の未然防止又は減少を図るため、十分なメスジカ捕獲を含む重点的な捕獲を実施し、将来的に類型Ⅲに移行するのを防ぐ必要がある。

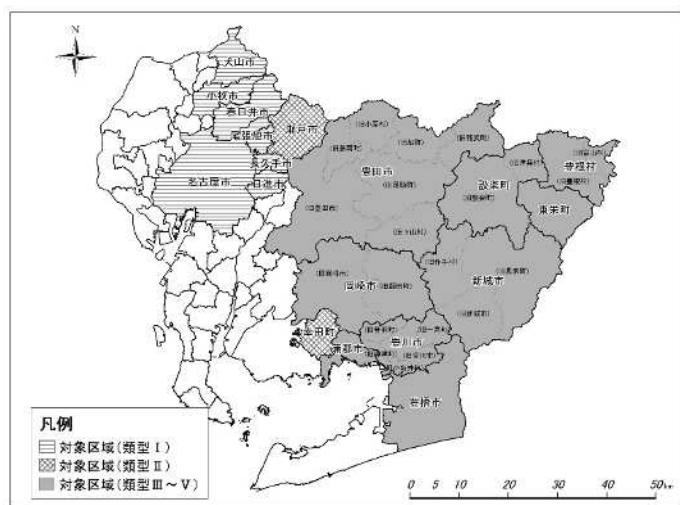


図 6 対象区域及び類型区分

表5 生息状況の類型区分とそれぞれの目指すべき状態及び留意すべき点

類型	分布状況	生息状況	被害状況等	目指すべき状態及び留意すべき点
I	・長らくニホンジカが分布していなかった地域	・分布は確認されているが定着は確認されていない。(メスが確認されていない)	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していない。	・適切な監視が行えるような体制を整える。 ・モニタリングを行い、Ⅱへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、捕獲体制を整備する。 ・移行が確認された場合はメスを含む捕獲を実施し、Ⅰ～Ⅱの状態維持を目指す。
Ⅱ		・定着が確認され(メスが確認され、繁殖)、分布域が拡大している。 ・Ⅲの状態に近づくと、メス比が上昇し、繁殖も確認される。	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していないか、局所的である。	・十分なメス捕獲を実施する等、適切な順応的な管理を行い、ⅡからⅢへの進行を抑制し、個体群の安定的維持に努める。 ・ⅡからⅢへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、移行が確認された場合は個体群変動予測に基づき捕獲数が過少とならないよう不確実性に配慮した目標を設定し、Ⅱへの状態回復を目指す。 ・ⅡからⅢは最大の増加率を示す段階であるため、迅速な対応が必要である。
Ⅲ	・従来からニホンジカが分布している地域	・個体数管理により個体数が減少傾向に至っていない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進む。	・ⅢからⅣへの移行を見誤って再びⅢの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうために避けなければならないことから、捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定する。
Ⅳ		・個体数管理により個体数が減少傾向に向い始めて間もない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、ⅣからⅤへの移行を見誤って再びⅢの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。
Ⅴ		・長期(10年以上)にわたって継続的な個体数の減少傾向が確認され、目標生息密度に近い状態が続く。	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、Ⅴから長期的な目標状態への移行を見誤って再びⅢの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。

出典：環境省「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・2021(令和3)年)」

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	推定生息数→10,000 頭に減少させる
生息密度の低減	生息密度 5 頭／km ² 以上のメッシュ数 → 3 割減少させる（2020 年度比）
分布の拡大防止及び縮減	－
農林業被害の未然防止又は減少	農業被害額、林業実損被害面積 市町村被害防止計画の達成状況
生態系被害の未然防止又は減少	－

幸田町は、類型Ⅱに該当するため、十分なメス捕獲を実施する等、適切な順応的な管理を行い、ⅡからⅢへの進行を抑制し、個体群の安定的維持に努める。

ⅡからⅢへの意向の兆しを速やかに把握できるようにし、移行が確認された場合は個体群変動予測に基づき捕獲数が過少とならないよう不確実性に配慮した目標を設定し、Ⅱへの状態回復を目指す。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、県内全体で毎年度 6,000 頭以上捕獲することとしている。

(2) 捕獲計画

捕獲方法については、比較的山が浅く山菜採り、散策等で人の出入りの頻度が高い状況から銃の使用が危険であるため、捕獲檻の使用を主とした捕獲を推進する。

表 6 幸田町における令和 7 年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		雌雄別		合計
	銃	罠	雄	雌	
幸田町	－	3	1	2	3

(3) 計画を達成するために実施する対策

狩猟者の減少、高齢化等が進んでいることから、本町では平成 27 年度より狩猟免許取得支援事業を開始し、狩猟免許取得に係る経費を補助することで、新たな捕獲の担い手の増加を図る。

(4) メスジカの捕獲促進

従来、確認が容易であることや捕獲実施者の狩猟の習慣などから、オスジカのほうが捕獲されやすい状況にある。一夫多妻制のニホンジカでは、繁殖率を低下させるため、いかにメスジカに高い捕獲圧をかけるかが重要になる。このため、本計画に基づく個体数調整の目的で捕獲を行うにあたっては、目撃情報等、猟友会と共有し、メスジカの捕獲を促進する。なお、オスジカについても捕獲の機会損失がないようにする。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

ニホンジカの捕獲に加え、引き続き進入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵等）の資材費補助による設置を進めていく。また猟友会の捕獲従事者が箱なわの見回りを行い、体制をしっかりと整える。

表 7 幸田町における令和 7 年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策			
	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
幸田町	－	計画中	計画中	－

(2) 計画を達成するために実施する対策

獣害対策事業により資材費の補助ができることを周知し、活用していただく。また猟友会とも情報連携し、対策を図っていく。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とニホンジカの行動圏との分離に努める。

表 8 幸田町における令和 7 年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
幸田町	－	－	－

(2) 計画を達成するための実施する対策

適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図ることで、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

また農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してニホンジカに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はニホンジカのご食料となり、ニホンジカを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

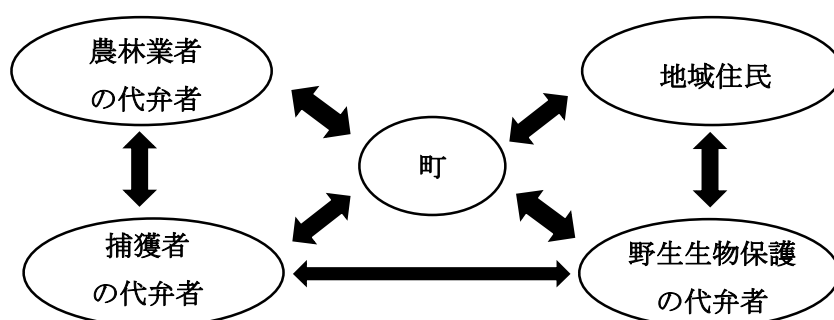
毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。



（２）市街地出沒への対応

生息環境管理等により市街地出沒を防止するとともに、市街地出沒が発生した際は、住民からの目撃、出沒情報の収集、住民への注意喚起を町や地元警察と連携して行う。

ア 出沒を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせ実施する。また、地域住民に対しては、市街地出沒を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出沒した時の対応

突発的な出沒には、出沒地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出沒する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出沒に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出沒に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出沒が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

（３）錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、ニホンジカのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起らないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、ニホンジカの捕獲場所でイノシシの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたイノシシの放獣は適切ではないことから、イノシシが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 感染症への対策

ニホンジカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、豚熱ウイルスの拡散リスクを十分認識し、豚熱ウイルスのまん延を防止するために防疫措置を実施する必要がある。

また、ニホンジカが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンジカの接触で注意すべき感染症として SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、また、糞尿・血液・乳汁等との直接接触による感染症として Q 熱、加熱していないニホンジカの生肉を食することによる感染症として E 型肺炎等がある。県及び市町村は、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

ニホンジカの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

ニホンジカの捕獲を進める上で、捕獲したニホンジカを地域食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用すること、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。

このため、各種イベントを通じて、捕獲された個体の獣肉を使用した料理の試食会等を行い、ジビエに関わる取り組みを県内外へ発信し、自然の恵みとして獣肉の消費拡大に努める。2014（平成 26）年 12 月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、ニホンジカを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。